

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあら
まし

- 1 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、会計の区分を追加します。
- 2 その他必要な規定の整備を行います。
- 3 この規程は、公布の日及び令和3年4月1日から施行します。